

【文書名】

○県外等に居住する交通事故の被害者に対する事情聴取について

(平成 26 年 11 月 4 日付け例規香交指第 250 号)

【概要】

交通事故を迅速かつ効率的に処理するため、県外等に居住している交通事故の被害者に対する事情聴取の実施に係る事務の取扱いについて定めたものである。

主な内容は、事情聴取の基本方針、被害者が県外等居住者であった場合の交通事故発生時の措置、電話による事情聴取の例外的運用要件、電話聴取者、電話聴取による捜査報告書の作成、電話聴取要領等である。